

岩手県告示第440号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和4年7月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和4年6月27日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 岩手県森林整備協同組合
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市大沢川原二丁目5番38号
 - ウ 代表者の氏名 伊藤誠
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-3）第6614号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年5月17日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和4年6月28日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社州建
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢西上野町5番5号
 - ウ 代表者の氏名 石川浩
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第8994号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年6月28日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和4年6月27日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社ビルドシステム
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上堂三丁目16番26号
 - ウ 代表者の氏名 伊藤淳之介
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第20734号
 - (3) 処分の内容 電気工事業及び電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年6月3日付けで電気工事業及び電気通信工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和4年6月27日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社ライフワーク
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市前沢字沖田76番地1
 - ウ 代表者の氏名 細川幹雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第60277号
 - (3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年6月10日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和4年6月2日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 大和建工株式会社

イ 主たる営業所の所在地 一関市舞川字大平92番地2

ウ 代表者の氏名 千葉哲也

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-29)第70119号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和4年6月2日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和4年6月22日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 岩間クレーン

イ 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町赤浜三丁目7番25号

ウ 代表者の氏名 岩間啓一郎

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-30)第110152号

(3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和4年6月22日付けでとび・土工工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。